

— 制定・改廃の概要 —

条例・規則名 東京都公害紛争処理条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成21年12月24日・東京都条例第101号

1 概要

(1) 改正理由

迅速な紛争解決に資する仲裁制度の活用を図るため、調停打切り後一定期間内に同一の事件につき仲裁の申請がされた場合における申請手数料の額を改める必要がある。

(2) 条例の概要

公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）に基づく調停が打ち切られた後、二週間以内に申請人又は参加申立人からされた仲裁の申請手数料の額について、前の調停の申請について納めた手数料の額を控除する。

2 施行日

公布の日

3 問い合わせ先

環境局環境政策部総務課

直通 03-5388-3437

内線 42-195